

令和5年度事業計画

1 基本方針

現在、我が国においては、少子高齢化が急速に進み、令和4年9月現在、総人口に占める高齢者の割合は、29.1%と過去最高を更新し、平成17年以降世界で最も高い水準が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、高齢者の割合は今後も増え続け、令和12年には31.2%になるとされています。一方、矢板市の高齢化率はさらに高く、令和12年には39.1%と、実際に2.6人に1人が65歳以上の高齢者になるとされています。

政府は「ニッポン一億総活躍プラン」において、シニア層が幅広く社会に貢献できる仕組の構築や、年齢に関わりなく働き続けられる環境づくりや健康づくり等、高齢者のニーズに応じた多様な就労機会を提供することを掲げており、シルバーパートナーシップセンターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものになっています。

現在の超高齢社会において、元気で働く意欲のある高齢者に対し、社会の支え手として働く機会を提供し就業して頂くことによって、生きがいづくりや健康の維持・増進に寄与することが、シルバーパートナーシップセンターの本来的な使命であり、存在意義であると考えています。

しかしながら、当センターの会員は、平成26年度の283人をピークに減少が続き、女性会員の慢性的不足もあって、職種によっては、注文に十分応じきれないケースも出ております。また、受取配分金については新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和2年度から2年連続で減少しました。令和4年度はほぼ前年度並みまで回復しましたが、コロナ前の水準には戻っていません。

このような状況ではありますが、当センターは、地域社会に期待される役割を果たし、安定した事業運営を図るため、昨年4月に策定した中長期計画に則って会員の減少に歯止めをかけるとともに、女性会員の増強を含めた会員の拡大策を講じて、会員の増加に取り組んでまいります。

就業にあたっては安全就業に対する意識を高めるため、積極的に研修会・講習会の開催や安全就業パトロールを実施し、事故の未然防止を図ります。また、withコロナにおいても、感染拡大の防止等に努めつつ、会員の自主的、創意的な活動が十分生かされるセンターの運営を目指します。

さらに、奉仕作業やシルバー元気宅配サービスの支援事業などにより、地域社会に貢献し福祉の増進を図るとともに、会員一人ひとりの活動をとおして、シルバーパートナーシップセンターの役割や存在意義を広く理解して頂けるよう、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、矢板市をはじめ関係機関、民間事業所及び市民の皆様のご理解とご支援をいただきながら、更なる充実・発展を目指して、会員及び役職員が一丸となって事業を進めてまいります。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

当センターは、会員に対し、次の形態により「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を提供する。

① 請負・委任

当センターは、会員に対し、民間や公共から請け負った仕事を、請負または委任契約により提供する。

② 職業紹介事業

当センターは、公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と「職業紹介事業実施に関する協定」を締結し、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る雇用を希望する者に対し、職業紹介を行う。

③ 一般労働者派遣事業

当センターは、公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と「一般労働者派遣事業実施に関する協定」を締結し、派遣労働を希望する会員に対し派遣労働を提供する。

(2) 就業機会確保事業

当センターは、就業機会等の確保・拡大を図るために、次の対策を実施する。

① 普及啓発事業

ア 会報の発刊及び市広報等への記事掲載依頼。

イ 公共機関及び企業等に対し、受注及び会員への勧誘用チラシを配布。

ウ 各種イベントへの参加及び積極的な社会奉仕活動による、センターのイメージアップと P R。

エ ホームページによるセンターの P R。

オ 役職員及び会員による、口コミでのセンターの P R。

② 安全・適正就業推進事業

事故のない安全な就業の推進を図るとともに、受注した仕事については法令を遵守した就業となるよう次の取り組みを行う。

ア 安全・適正就業の徹底を図るため、安全パトロールによる巡回や、安全・適正就業の周知徹底を図る。

イ 健康と安全に対する意識の高揚を図るため、講習会を開催する。

ウ 会員の技術向上を図るため、植木剪定等の講習会を開催する。

③ 就業開拓推進事業

ア 就業機会の創出を図るため、行政・事業所に対し積極的な訪問活動を行う。

イ 会員による就業開拓活動を支援する。

ウ 会員の希望と能力に応じた仕事の開拓を行うとともに、就業機会の拡大と均衡を図り、就業率の向上に努める。

④ シルバー元気宅配サービス事業

ア 日常生活に不安のある高齢者や障がいのある単独世帯を対象とし、地域包括支援センター等との連携を図りながら、地域貢献事業として、積極的な推進を図る。

⑤ 家事まとめてサービス事業

ア 市内全世帯を対象とし、家庭内の軽作業について、通常より低料金にてサービスの提供を行う。

⑥ 空き家・空き地適正管理事業

ア 良好的な住環境の向上を図るため、空き家・空き地の管理業務を必要とする不在所有者に対して、空き家・空き地の適正管理を行う。

⑦ 塩谷地区2市2町の相互支援

ア 塩谷地区シルバーハウスセンター2市2町による相互支援について、積極的に推進を図る。

3 法人運営

(1) 理事会

事業執行状況や会員の入会・予算承認など、当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年7回程度開催する。